

魚沼市生涯学習センター(仮称)建設設計等業務委託特記仕様書

小出市街地のにぎわい創造のため、都市構造再編集中支援事業を活用した公民館、図書館機能を有する生涯学習センター(仮称)の建設及び魚沼市立小出郷図書館の改修を実施することとしている。

本仕様書は、魚沼市(以下(発注者)という。)が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

I 業務概要

1. 業務名称 魚沼市生涯学習センター(仮称)建設設計等業務
2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 魚沼市生涯学習センター(仮称)
 - (2) 所在地 新潟県魚沼市小出島 130 番地
 - (3) 施設用途 公民館、図書館(平成 31 年国土交通省告示第 98 号(以下「告示第 98 号」という。)別添二 第十二号 第 1 類及び第 2 類を想定
具体的には市民ワークショップにおいて検討することとするが、図書館、貸室(大ホール、ダンススタジオ等)、防災倉庫、消防車庫、ピロティ式駐車場、地域イベント倉庫及び市民の希望する機能の整備を想定している。なお、図書館の規模については、魚沼市立図書館構想を参照すること。

※関連施設

上記施設整備により現在の魚沼市立小出郷図書館の機能が魚沼市生涯学習センター(仮称)へ移転することに伴い、現小出郷図書館については、必要な改修を実施したうえで、小出市街地のにぎわいづくりの核となる施設への用途変更を計画している。

- (1)施設名称 魚沼市小出郷図書館
 - (2)所在地 新潟県魚沼市本町二丁目 5 番
 - (3)施設用途 新たな用途については、魚沼市生涯学習センター(仮称)建設における市民ワークショップにおいて併せて検討することとするが、コワーキングスペース、貸室及び市民の希望する機能の整備を想定している。
3. 履行期限 令和 5 年 6 月 30 日まで
 4. 設計と条件
 - (1)敷地の条件
 - ア)敷地面積 約 4,500 m²
※従前の施設は令和 4 年度に解体し、跡地については更地となっていることを想定
 - イ)区 域 都市計画区域
 - ウ)用途地域 商業地域(建ぺい率 80%・容積率 400%)
 - エ)準防火地域 指定区域

- オ) 道路斜線 適用距離 20m+勾配 1.5
- カ) 隣地斜線 立ち上がり 31m+勾配 2.5
- キ) 日影規制 規制なし
- ク) 土砂災害防止法 特別警戒区域外
- ケ) 前面道路 東側：市道 浦ノ島3号線
南側：市道 浦ノ島本線
- コ) インフラ 上下水道、都市ガス、電気、通信

(2) 施設の条件

- ア) 計画面積 施設の延べ床面積 3,000 m²以内(図書館 1,500 m²以内、集会施設 1,500 m²以内を想定)とするが、実際の計画面積は、基本設計段階において各用途の面積を見直し決定することとする。
 - イ) 主要構造 本設計業務受託者と協議のうえ決定する。なお、耐震性能については、耐震構造とする。
 - ウ) 階 数 3階建てを基本とするが、建設敷地の周辺環境への配慮などを勘案し、基本設計段階において決定することとする。
 - エ) 耐震安全性の分類
 - (ア) 構造体 II類
 - (イ) 建築非構造部材 A類
 - (ウ) 建築設備 甲類
- ※「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類

(3) 建設の条件

- ア) 概算工事費 約 14 億円
(本体工事費、駐車場整備、外構工事、消費税を含む。)
- イ) 建設工期(予定) 令和5年度から令和6年度まで

(4) 設計の条件

- ア) 基本設計 成果図書一式を令和4年9月末(予定)までに作成すること。
- イ) 実施設計 魚沼市生涯学習センター(仮称)の建設工事発注に係る成果物(設計図書、特記仕様書、積算資料等)については、令和5年3月までに納品すること。
なお、建築確認申請に係る業務は、令和5年6月30日までに完了すること。

※関連施設

改修を予定している魚沼市立小出郷図書館の施設概要は以下のとおりである。なお、改修に係る概算工事費は現時点では未定である。また、3階及び4階の改修設計は実施済みである。

- (1) 建築年月日 平成3年6月30日
- (2) 構造 鉄骨造
- (3) 階数 地上4階

(4)延床面積 1,661.06 m²

5. 設計にあたって参照すべき計画等

- (1)第二次魚沼市総合計画後期基本計画(令和3年3月)
- (2)魚沼市都市計画マスタープラン(平成28年8月)
- (3)魚沼市立地適正化計画(平成29年3月)
- (4)魚沼市立図書館構想

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「本書」という。）に記載されていない事項は、「新潟県測量・設計・調査業務標準仕様書（県土木部令和3年8月版）」による。

1. 適用

本書に記載された特記事項の中で「・」印が付いたものについては、「◎」印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者の資格要件

管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者の資格要件は次による。

◎建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

・建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士若しくは設備設計一級建築士

・建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士

III 業務範囲

1. 基本設計・実施設計業務の範囲

次に掲げるもののほか、告示第98号別添1第1項及び第2項に掲げるものとする。

(1) 基本設計

ア) 建築（総合）基本設計（外構整備基本設計含む）

イ) 建築（構造）基本設計

ウ) 電気設備基本設計

エ) 給排水衛生設備基本設計

オ) 空気調和・換気設備基本設計

カ) 昇降機等基本設計

(2) 実施設計

ア) 建築（総合）実施設計

イ) 建築（構造）実施設計

ウ) 電気設備実施設計

エ) 給排水衛生設備実施設計

オ) 空気調和・換気設備実施設計

カ) 昇降機等実施設計

2. 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算業務（同上）
- 機械設備積算業務（同上）
 - 積算資料の作成については下記のとおりとする。
 - ※採用単価の優先順位は、次による。
 - ・新潟県単価
 - ・建設物価及び積算資料等の単価
 - ・見積単価、カタログ価格類
 - ※見積りによる単価を採用する場合は、原則として3社以上の業者から徴収するとともに、市場単価を調査し、実勢に応じた単価を採用すること。ただし、特殊な機能を持つ材料、設備等について、複数業者による見積りの徴収が困難なものについては、使用の可否も含め、発注者と十分協議を行うものとする。また、工種ごとに比較表を作成すること。
 - ※内訳明細書作成は、公共建築工事積算基準等を基に作成すること。
 - ※積算業務には、必要に応じた補助申請に必要な資料等の作成を含む。
- 透視図作成
 - 基本設計
 - 外観図（鳥瞰） A 2 版カラー 1 枚
 - 内観図（E L） A 3 版カラー 1 枚
 - 実施設計
 - 外観図（鳥瞰） A 2 版カラー 1 枚
 - 内観図（E L） A 3 版カラー 1 枚
 - ・敷地調査に係る業務
- 建築確認申請手続業務（申請等に係る手数料を含む。ただし、新潟県手数料条例に基づくものとする。）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく各種申請資料の作成及び申請手続
 - ・リサイクル計画書の作成
- 電波障害調査業務（机上調査）
 - ・ライフサイクルアセスメント業務
- 省エネルギー関係計算書の作成及び申請
- 概略工事工程表の作成
- 建物内外装のトータルデザイン
- 防災計画及び災害対策に必要な施設計画等に関する業務
 - ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 202 号）等関係法令に基づく建築物としての防災計画
 - イ 一時避難所として必要とされる構造計画
 - ウ 一時避難所としての性能確保

- ユニバーサルデザインの採用計画
- 環境保全、自然エネルギーの採用等、環境への配慮に関する計画
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 29 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
- インフラ引込み計画
- 外構計画
- 緑化計画
- 庁内 LAN 等のネットワークの構築に必要な建築・設備設計
- 内部雷保護設備、構内情報通信網設備、雨水排水利用設備、コージェネレーションシステム、蓄熱システム、雪冷房設備等、必要な設備の検討及び設計
- 各種説明会、会議等に必要な資料作成、参加支援（市民ワークショップ等）
- 魚沼市立小出郷図書館利活用計画書(案)の作成
- その他設計業務に必要な業務（その他設計業務に必要な業務については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。）

IV 業務の実施

1. 設計業務実施計画書の提出

受注者は、次に掲げる事項を記載した設計業務実施計画書を、契約締結後速やかに発注者に提出し、監督員の承諾を得るものとする。

ア 業務概要

業務の実施方針

イ 業務工程・スケジュール

作業項目別工程計画、発注者及び関係者との打合せ・協議計画

ウ 業務実施体制

組織計画（協力事務所、再委託を含めた体系図）、業務担当表、連絡体制、連絡先

エ 管理技術者

氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

オ 主任担当技術者

氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

カ 担当技術者

氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

キ 協力事務所及び再委託先

名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び内容並びに担当者の氏名、生年月日、所属、役職、保有資格、実務経験及び手持ち業務

2. 一般事項

- (1) 基本設計業務は、提示された設計と条件、魚沼市立図書館構想及び適用基準等によって行う。
- (2) 実施設計業務は、提示された設計と条件、魚沼市立図書館構想、基本設計図書及び

適用基準等によって行う。

- (3) 積算業務は、委託者の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- (4) 受託者は、基本設計業務の成果を基本設計図書にまとめ、委託者の承諾を得たうえで次の実施設計業務に移るものとする。

3. 打合せ及び記録

(1) 打合せ

打合せの時期は次の時期に行う。

- ア) 業務着手時
- イ) 委託者又は管理技術者が必要と認めたとき
- ウ) その他

(2) 記録

打合せにおける記録は、受注者において「打合せ記録簿」を作成し、その内容について委託者と管理技術者が相互に確認しなければならない。

3. 適用基準等

適用基準等は別表1によるものとする。なお、本仕様書に記載されていない事項があるときは、本市と受注者で協議して決定する。

4. 貸与資料等

- 敷地調査成果物(現況測量、水準測量及び地質調査成果)

5. その他

(1) 説明会等

- ア) 受託者は、庁内合意及び市民を対象に行う説明会を実施するにあたり、委託者の求めに応じて説明会等に参加し、資料作成及び説明等の協力をしなければならない。
- イ) 市民ワークショップの開催にあたっては、都市再生整備計画との連携、整合について考慮し、魚沼市生涯学習センター(仮称)と魚沼市立小出郷図書館の両施設を核とした小出市街地のにぎわい創出に向けた検討がなされるよう配慮すること。なお、市民ワークショップの参加者は市において選定する。

- ウ) 市民ワークショップの回数は、全体で5回程度を想定しているが、魚沼市立小出郷図書館利活用に係るワークショップは必要に応じ、追加での開催を想定している。

エ) 説明会等事項の取扱い

受託者は、委託者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、委託者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。

(2) 建築確認申請手続き

受託者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴う建築基準法等関係法令に適合させた図書を作成し、建築基準法等関係法令の手続きを行わなければならない。

ア) 建築確認申請図書の作成

- ① 受託者は、建築基準法等関係法令に適合させた図書を完成させるまでは、その責任において行わなければならない。

② 建築確認申請の手続きにおいて、「適合しない」若しくは「決定できない」と判断された場合などの設計内容の瑕疵は、受託者の責任において、適合させなければならない。

イ) 確認申請の手続き業務

受託者は、確認申請の手続き（提出、説明、照合、受領業務、構造計算適合判定）を行わなければならない。

V 成果物

1. 成果物及び提出部数

(1) 基本設計業務

基本設計業務の成果物及び提出部数は、別表 2 - 1 及び別表 2 - 2 による。

(2) 実施設計業務

実施設計業務の成果物及び提出部数は、別表 3 - 1 及び別表 3 - 2 による。

2. 提出時期

(1) 基本設計業務

基本設計業務の成果物は、令和 4 年 9 月末（予定）までとする。

(2) 実施設計業務

魚沼市生涯学習センター(仮称)の建設工事発注に係る成果物（設計図書、特記仕様書、積算資料等）については令和 5 年 3 月までに納品すること。

なお、建築確認申請に係る業務は、令和 5 年 6 月 30 日までに完了すること。

3. 提出場所

魚沼市役所 総務政策部 管財課 管財係

別表 1

適用基準表

	基準等の名称（適用にあたっては契約時の最新版とする。）
共通	官庁施設の基本的性能基準
	官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
	官庁施設の環境保全性基準
	官庁施設の防犯に関する基準
	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
	建築設計業務等電子納品要領
	営繕工事積算チェックマニュアル
	新潟県福祉のまちづくり条例
	新潟県屋外広告物条例
	新潟県景観計画
建築	建築設計基準
	建築設計基準の資料
	建築構造計算基準
	建築構造設計基準の資料
	木造計画・設計基準
	木造計画・設計基準の資料
	建築工事設計図書作成基準
	建築工事設計図書作成基準の資料
	建築工事標準詳細図
	敷地調査共通仕様書
	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
	公共建築木造工事標準仕様書
	構内舗装・排水設計基準
	構内舗装・排水設計基準の資料
建築積算	公共建築工事積算基準
	公共建築工事標準単価積算基準
	公共建築数量積算基準
	公共建築工事共通費積算基準
	公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
	公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
	公共建築工事積算基準等関連資料
新潟県建築工事積算要領及び基準	

適用基準表

	基準等の名称（適用にあたっては契約時の最新版とする。）
設備	建築設備計画基準
	建築設備設計基準
	建築設備工事設計図書作成基準
	雨水利用・排水再利用設備計画基準
	官庁施設における雪冷房システム計画指針
	官庁施設におけるクールビズ／ウォームビズ空調システム導入ガイドライン
	建築設備耐震設計・施工指針
	建築設備設計計算書作成の手引き
	公共建築工事標準仕様書（電気設備編・機械設備編）
	公共建築設備工事標準図（電気設備編・機械設備編）
設備積算	公共建築設備数量積算基準
	公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
	公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

別表 2 - 1

成果物提出一覧表

○基本設計（関連リスト含む）

成果物等	原図	サイズ	提出部数
基本設計説明書 製本	1部	A3	1部
基本設計図（別表2-2に掲げる設計図書）	1部	A3	1部
工事費概算書（建築、電気設備、機械設備等）		A4	1部
各種技術資料		A4	1部
概要版		A3	1部
透視図		—	1式
現地調査表		A4	1部
法令チェックシート		A4	1部
市民ワークショップ報告書			1式
各記録書		A4	1部
各種データ（成果品のCAD又は電子データ）			1式

注1：「CAD又は電子データ」については、CADを用いて設計図書を作成した場合はCADデータを、その他の場合はイメージデータを提出すること。

注2：成果品の電子データの保存形式については、業務着手時に委託者と協議すること。

注3：成果品のCADデータの保存形式については、「JWW」、「DXF」又は「SFC」とすること。

別表 2 - 2

○基本設計成果図書

設計の種類		成果図書
1. 建築（総合）		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図（外構計画を含む） ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図
2. 建築（構造）		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書
3. 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書

注1：「2. 建築（構造）」及び「3. 設備」の成果物は、「1. 建築（総合）」の成果物の中に含めることができる。

注2：「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

注3：「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

別表 3 - 1

成果物提出一覧表

○実施設計

成果物等		サイズ	提出部数
設計業務実施計画書	設計委託概要、業務工程表	A 3	1 部
設計図書 (別表 3 - 2 に掲げる設計図書)	原図	A 1	1 部
	原図 (縮小版)	A 3	1 部
	製本	A 1	1 部
	製本 (縮小版)	A 3	3 部
特記仕様書	物品等使用予定チェックリスト	A 4	1 部
概要版		A 3	1 部
積算図書	積算数量算出表	A 4	1 部
	見積書比較表 (見積徴取含む)	A 4	1 部
	単価作成資料	A 4	1 部
	設計書	A 4	1 部
	年度別概算工事費内訳書	A 4	1 部
検討関係図書	構造計算書	A 4	1 部
	各種計算書 (設備含む)	A 4	1 部
	各種技術資料	A 4	1 部
	概略工事工程表	A 3・A 4	各 1 部
行政届出図書	建築確認申請図書	A 4	正 1 副 3 部
	建築確認申請関連図書 (建築確認申請提出に伴う各条例及び指導要綱)	A 4	正 1 副 3 部
	省エネルギー計画書	A 4	2 部
	バリアフリー法	A 4	2 部
	建築物構造性能評価申請図書	A 4	2 部
業務完了報告書			1 部
計画書 (案)	魚沼市立小出郷図書館利活用計画書 (案)		1 部
打合せ記録簿		A 4	1 部
CAD データ			1 式
透視図			1 式
電子データ	成果品の電子データを収めた CD-R		1 式

注 1 : 成果品の電子データの保存形式については、業務着手時に委託者と協議すること。

注 2 : 成果品の CAD データの保存形式については、「JWW」、「DXF」又は「SFC」とすること。

注 3 : 評価を要する場合は、建築物構造性能評価申請図書を提出すること。

別表 3 - 2

○実施設計図面内訳

1) 建築

図面		備考
総合 意匠	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図 配置図 面積表及び求積図 仕上表 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具位置図 建具表 工作物等詳細図 外構詳細図 植栽図	縮尺については、担当者と協議すること。

図面		備考
構造	特記仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図	縮尺については、担当者と協議すること。

図面		備考
昇降機等設備	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図（建築図に準ずる） 配置図（建築図に準ずる） エレベーター設備図 小荷物専用昇降機設備図 エスカレーター設備図 機械式駐車設備図	縮尺については、担当者と協議すること。

2) 設備

図面		備考
電気設備	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図（建築図に準ずる） 配置図（建築図に準ずる） 電灯設備図 動力設備図 電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図	縮尺については、担当者と協議すること。

図面		備考
給排水衛生設備	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図（建築図に準ずる） 配置図（建築図に準ずる） 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 排水再利用設備図 雨水利用設備図 ごみ処理設備図	縮尺については、担当者と協議すること。

図面		備考
空調換気設備	表紙 図面目録 特記仕様書 敷地案内図（建築図に準ずる） 配置図（建築図に準ずる） 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図	縮尺については、担当者と協議すること。

注1：不適合が生じた場合は、委託者と十分協議すること。

注2：電子データは委託者の求めに応じて、随時提出すること。

注3：詳細については、上記表を標準に委託者と協議するものとする。